京城新聞

京城居留民團公文

歳入　經常部

豫算金十万三千十九圓三錢八厘
第一款居留民團税　金十万四千八百九十八圓三十六錢
豫算金四万二千三百四十一圓五十錢
第一項戸別税　金四万七千六百二十一圓八十錢
豫算金一萬千五百三十圓七十三錢八厘
第二項土地税　金一萬四千百九十九圓五十二錢
豫算金七千百四十六圓
第三項營業税　金一萬三百六十七圓九十二錢
豫算金二萬七千七百七十七圓八十錢
第四項雜種税　金二萬三千九百十七圓八十七錢
豫算金一萬四千二百二十三圓
第五項汚物掃除割　金八千七百九十一圓二十五錢
豫算金一萬千二百十七圓八十五錢
第二款使用料及手數料　金一萬九百四十七圓十六錢
豫算金八千六百九十一圓四十三錢
第一項使用料　金九千六百五十六圓八十六錢
豫算金二千五百二十六圓四十二錢
第二項手數料　金千二百九十二圓三十錢
豫算金六千二百三十七圓四錢
第三款財産ヨリ生スル收入　金七千八百六十三圓八十三錢
豫算金五千二百八十五圓四錢
第一項貸地料　金五千六百五十五圓十二錢
豫算金八百八十圓
第二項貯氷貸付料　金千四百六十九圓九十九錢
豫算金七十二圓
第三項預金利子　金七百三十八圓七十二錢
豫算金千六百圓
第四款雜收入　金六百五十四圓五十三錢
豫算金五圓
第一項不用品賣却代　金百三十二圓九十錢
豫算金九十五圓
第二項豫知スヘカラサル收入　金百二十四圓三十八錢
豫算金千五百圓
第三項過年度收入　金三千九百七圓二十五錢
豫算金十二萬二千七十三圓九十二錢八厘
小計金十萬四千三百六十五圓八十八錢

歳入　臨時部

豫算金三千圓
第一款前年度繰越金　金七十七圓三十七錢
豫算金三千圓
第一項前年度繰越金　金七十七圓三十七錢
豫算金四萬八千七百圓
第二款居留民團債　金四萬八千七百圓
豫算金四萬八千七百圓
第一項居留民團債　金四萬八千七百圓
豫算金六千八百九十五圓八十五錢
第三款役所建築準備金繰入　金六千八百九十五圓八十五錢
豫算金六千八百九十五圓八十五錢
第一項役所建築準備金繰入　金六千八百九十五圓八十五錢
豫算金四百圓
第四款雜收入　金四百八十三圓
豫算金四百圓
第一項不用家屋賣却代　金四百八十三圓
豫算金三千四百六圓六十四錢
第五款寄付金　金三千七百六圓六十四錢
豫算金三千四百六圓六十四錢
第一項寄付金　金三千七百六圓六十四錢
豫算金六萬二千四百二圓四十九錢
小計金五萬九千八百六十二圓八十六錢
豫算金十八萬四千四百七十六圓四十一錢八厘
合計金十八萬四千二百二十八圓七十四錢

歳出　經常部

豫算金二萬七千七百八十一圓五十八錢
第一款役所費　金二萬八千六百二十九圓十五錢
豫算金一萬八千三百九十二圓九錢
第一項俸給　金一萬八千八百十九圓七十一錢
豫算金六千四百圓六十六錢
第二項雜給　金七千百六十四圓四十一錢
豫算金二千九百三十八圓八十三錢
第三項需用費　金三千三百二十五圓三錢
豫算金五十圓
第四項修繕費　金五十圓
豫算金三百六十一圓十八錢
第二款會議費　金八百二十七圓十八錢
豫算金三百六圓
第一項雜給　金七百七十二圓
豫算金五十五圓十八錢
第二項需用費　金五十五圓十八錢
豫算金百三十六圓
第三款公園費　金百四十八圓七十錢
豫算金百三十六圓
第一項公園費　金百四十八圓七十錢
豫算金千二百六十一圓七十五錢
第四款土木費　金千二百六十一圓七十五錢
豫算金千二百六十一圓七十五錢
第一項道路橋梁費　金千二百六十一圓七十五錢
豫算金二萬二千六百四十六圓六十六錢
第五款教育費　金二萬三千八十五圓六錢
豫算金一萬九千八百二十四圓二十九錢
第一項小學校費　金二萬百八十圓六十九錢
俸給金一萬四千六百五十四圓七十二錢
雜給金千三百六十六圓八錢
需用費金三千四百六十一圓六十六錢
修繕費金六百九十八圓二十三錢
豫算金二千五圓八十七錢
第二項幼稚園費　金千九百九十七圓八十七錢
俸給金千四百四十圓十二錢
雜給金六十圓
需用費金二百九十六圓六錢
修繕費金二百一圓七十錢
豫算金八百十六圓五十錢
第三項賞與金　金九百六圓五十錢
豫算金一萬四千四百六十三圓二十四錢
第六款衛生費　金一萬五千百六十圓四十七錢
豫算金五百七十一圓二十八錢
第一項傳染病豫防費　金千二百六十八圓五十一錢
豫算金一萬三千二百四十一圓九十六錢
第二項掃除費　金一万三千二百四十一圓九十六錢
豫算金六百五十圓
第三項屠獸檢査費　金六百五十圓
豫算金二百二十七圓八十七錢
第七款救助費　金二百二十七圓八十七錢
豫算金二百二十七圓八十七錢
第一項救助費　金二百二十七圓八十七錢
豫算金二千九百六十二圓七十二錢
第八款警備費　金三千二百九十七圓七十二錢
豫算金二千六百六十二圓七十二錢
第一項消防費　金二千六百九十七圓七十二錢
豫算金三百圓
第二項夜警費　金六百圓
豫算金百九十九圓九十五錢
第九款水道費　金百九十九圓九十五錢
豫算金百九十九圓九十五錢
第一項修繕費　金百九十九圓九十五錢
豫算金八百四十二圓十九錢
第十款火葬場費　金千三百六十圓四十五錢
豫算金三百四十二圓六十九錢
第一項雜給　金三百四十二圓六十九錢
豫算金四百九十圓五十錢
第二項雜費　金千十七圓七十六錢
豫算金二千百二十圓六十一錢二厘
第十一款雜支出　金三千二百九圓八十七錢
豫算金三百四十四圓五錢
第一項神社費　金三百四十四圓五錢
豫算金四百三十四圓八十五錢
第二項點燈費　金四百三十四圓八十五錢
豫算金七百圓
第三項交際費　金千七百五十五圓九十八錢
豫算金六百四十一圓七十一錢二厘
第四項保險費　金六百七十四圓九十九錢
第十二款豫備費　豫算金七千七百三十二圓八十三錢六厘
豫算金八萬七千七百三十六圓五十八錢八厘
小計金七万七千四百八圓十七錢

歳出　臨時部

豫算金二百四十圓
第一款補助金　金二百四十圓
豫算金二百四十圓
第一項教育補助金　金二百四十圓
豫算金一万五千七百五十四圓六十錢
第二款居留民團債　金一万五千七百五十四圓六十錢
豫算金一万五千七百五十四圓六十錢
第一項居留民團債　金一万五千七百五十四圓六十錢
豫算金一万八千四十六圓四十四錢
第三款役所費　金一万九千六百九十二圓三十六錢
豫算金一万七千七百五十七圓二十四錢
第一項役所新築費　金一万七千七百五十七圓二十四錢
豫算金三百六十九圓十一錢
第二項需用費　金千百十五圓三錢
豫算金八百二十圓九錢
第三項居留民團費調査費　金八百二十圓九錢
豫算金千八百五十九圓九十二錢

●韓海出漁の增加

釜山朝鮮水産組合に於ける最近五ヶ年間の韓海に出漁せる本邦漁業者及び漁獲高は左の如く逐次增加せり

年度	船數	漁業者	漁獲高
三十六年	一五九九隻	七一八七人	一六九六九三〇圓
三十七年	一五九九	六九九七	一六八六三九〇
三十八年	一四四九	一〇八五三	二六一五五六〇
三十九年	二四四八	一三四五	二九六五五九〇
四十年	三三三	一〇四八一	三四五一六〇〇

にして尙は本年一月より六月までの分は

四十一年	三四〇二	一〇一三	三三九四三〇〇



（五）　川合柳葉

雅數はや〻聲を潜めて山川に對ひ、

「君が云ふ如く、與個私は御室侯爵家の二男に生れたのだが、父上が逝去せらる〻と共に、棲馴れた東の空を跡にして、か〻る遠隔の片山里に住居する身の上となつたのである、しかしこれには種々の情實が纏綿して居るのだ、それは外でもない、私は御室家の二男には相違ないが、妾腹に生れた悲しさには、父上御存生の頃は兄と少しの隔もなくて、同じやうに愛されて居たけれど、私を生むだ妾と云ふのは私が十一の時に死くなつて今は現世に居ないが、非常に容貌が美しかつたので、父上の寵愛も一方ならぬ處から、正妻に當る現今の母上が嫉妬を起されて、始終家庭に風波が絶へなかつたさうだ。私は幼小な時分で何にも知らなかつたが、人の風評に聞けば私を產むだ妾の病ど云ふのは表面は病死ど云ふ事になつて居るが、其實は正妻たる現今の母から毒殺されたど云ふ事である、然う云ふ有樣であるから、母の私に對する態度は、父上の前でこそ兄と變りもなかつたが、蔭に言ふ如く、坊主が憎けりや袈裟までゞ、私の母たる妾に對する恨は私の身に及ぼして、陰では隨分冷かな待遇をされた事も覺て居る、それやこれやの事情からして、父上が逝去された翌年であつた、今の御室家の財產から云へば、半ヶ年の收入にも足りない僅か計りの金を下れて、這麼片山里へ遠隔されて了つたのだ、それお私だつて言ふべき道理を知らんぢやないけれども、母や兄の云ふ事を左や右と爭ふては濟ないと、云ふがま〻に、爲るがま〻に此方へ移るには移つたれど、一生此麼片田舍で朽果て了ふかと思へば、實に口惜しくもあり、腹も立つ、この六年間と云ふものは、唯の一日だつてこれは愉快と思つて送つた事はありあしない、だから俳句でも研究して見たら、少しは胸中の不平を忘る〻事もあらうかと君を煩はすやうな事に立至つたのだ、不愉快と云ふは先づ恁う云ふ理由なんだ。」

雅數が語り了ると、山川は四邊に心を配つた後、

「いや、大抵那樣御事情であらうと想像致して居りました、しかしまあ能く考へて御覽なさい、何程義理ある母上なり兄上なりの仰せとは云へ、御父上が御健在ので被在れば子爵なり男爵なり立派な貴族の肩書をもつて御分家になる御身分であり乍ら、在に効ない平民ど爲り下つて、所もあらうに此麼邊鄙な土地に御住居なさるど云ふは昔で申せば島流しも同樣でございます、か〻る虐待を受けながら默つて在でなさるど云ふは、云はゞ金剛石を土の中に埋めたも同樣、こんな惜い事があるものおやありません、能くもこれまで御辛抱なさいました、他人の私が承きましても思はず拳を握る程でございますから、貴方の身では嘸や殘念だつたでございませう、此上は憚りながら此の孤舟が命に替ねて、必度貴方が世に出なさる樣に計らひます、決して快々なさいますな。」

「君の志は嬉しいが、世に出る途があるであらうか。」

「貴方が私を御信用下さつて、萬事をお任せ下されば、必度貴方を御室家の主人公に爲てお目に懸けまする。」



京城新聞

間島問題と小村伯

今や列國外交の中心たる邦國は、東歐に土耳其あり、極東に清國あり、此二老大國の背后には常に傀儡師の附纏して、利害を異にする邦國の政策に對して妨害を試むものあるは勢の可らざるものなる乎、而して此等の妨害は一國の外交上より來るあり、或は商業上の利害より野心家の煽動により出る者あり、列國が土耳其に對する外交は重に政治上に於ける勢力消長の關係にして、清國は之に異り列國の商業上の利害は其貿易にあるなり、而して列國外交の中心たるも稍其色彩を異にせるの觀なくんばあらず、[illegible]近帝國の對清政策の振はざるは清國背後の勢力に壓せらるゝの傾向ある爲に非ざる乎、清國が帝國の對清政策に對して反抗し甚だしきは倒に我を威壓せんとするの舉措あり、清國の帝國に對する態度の斯くの如く變化し、較もすれば排蔑せんとする傾向を露し來れる理由も何に原因する乎、惟ふに背後の勢力を借すればなり、廣東に於けるボイコットの如きも、南清貿易に最も關係深き獨米商人の煽動は與て力ありと云ふにあらずや、一葉落ちて天下の秋を知る、廣東のボイコットは唯獨米商人中の策士が日本の南清貿易に向て妨害を試みたるのみ然れども外交は機微の間に活躍する獨米商人の利害は延て獨逸米國の利害なり近時清國の帝國に對する態度より察すれば不言の間に能く形勢は窺見し得らるゝなり

辭を轉じて對韓政策に密接の關係ある間島問題を見よ、如何に清國の態度が倨傲なるかを、間島問題は[illegible]米獨三國の野心家が潜かに聲援する所ありと傳説せらる、之が爲に清國は最初の態度を一變して強硬となれるも、是等を前後の事情より觀察すれば、能く其間の消息は解し得らるゝなり、惜むらくは帝國の外交は常に始めは脱兎の如く中途より處女の如くなれる事なり、間島問題の如きも最初の意氣込は人意を強からしめたるも、清國が強硬に反抗し來るに逢ひ忽ち之に避易せるの觀あり、清國は終に絶對に反對なる態度を申込み來り、今や着々經營の歩を進め滿韓に至る大道路の開設に着手し、最早滿領と確定せるが如き設備をなさんとしつゝありと聞く、之れ帝國の傍觀すべき事なる乎、斯くの如にして間島問題の解決せざるに於ては解決を我に托したる韓國の人心に影響する所のもの頗る大なるを忘る可らず、従て對韓經營の障碍となるは素より多言を要せざるなり、韓國民は直に帝國が清國の抗議に避易したりと侮蔑の情を惹起するは當然なり、間島問題の解決如何は今後の對韓經營に至大の影響を與ると共に、帝國の大陸發展に關係するなり、間島問題は小なれども其影響する所は頗る大なり、今や小村伯歸朝して外相となる、桂内閣の標榜せる對外政策の刷新は將に現實にせらるべしと聞く、對清策の刷新を急にせらるゝと聞く、此際宜しく間島問題を最も明に意味ある解決をなさざる可らず、傳説の如き背後の或勢力あらば此等の誤謬を打破して、斷々乎として鮮明なる解決をなし、一は韓國民が大陸經營の進路を廣濶にすべきなり、余輩は之を小村外相の手腕に期待せんと欲するなり、

官吏の貯金

高給に釣られて內地より韓國に轉替したる大小の官吏が持付けの貯金を千歳一過の念を以て惜げもなく浪費して交換したるは過去の事なり、今や其反動とも見るべき愛錢の風は官吏社會に行われ彼等に因つて親しまるゝものは郵便貯金通帳なり [illegible] ものかな

民團税の前納

京城民團役所は目下一部の居留民に向つて民團税の前納を懇願しつゝありと云ふ而して其理由に曰く近頃税金怠納者の多きが爲に民團の金庫空虚となり日々の支拂にも窮すと、果して然らば何ぞ怠納者を處分せざる税金の前借とは前代未聞なり [illegible] と云ふ [illegible] 政治の進 [illegible]

伯林電報

▲三重丸船員 死刑確定

露國高等軍法會議に於て三重丸船員六名の控訴は棄却せられ死刑に確定せり(廿九日東京經由)

東京電報

▲艦長の大交迭

松村三笠艦長佐世保鎮守府參謀長兼同鎮守府豫備艦部長に奥宮海軍砲術學校長三笠艦長に戸波八雲艦長は同砲術學校長に補せられ其の他各艦長に大交迭ある

▲群馬縣知事交迭

農商務省水産局長神山閏二群馬縣知事に任せられ南部群馬縣知事休職を命せらる

▲財政計畫發表

今日内閣より財政計畫の發表あり其の要項は

一、既定計畫を繰延して總額に繰延を加ふ
二、公債を財源とする費途を普通財源の支辨とす
三、歳入の自然増加は財政計畫より控除す
四、來年度以降の [illegible] を最少限度とす
五、鐵道は特別會計とし [illegible] 右の如くにして年度割改定に係る繰延額は二億圓以上に達すべく改定年割金は平均五千萬圓なり

▲三重丸事件と政府

三重丸の乘組員が露國高等軍法會議に於て死刑を是認されたるに就ては我政府にても默過せざるべく露國駐箚代理大使を經て強硬なる交渉をなさしむる筈なり

▲大博延期と英國

倫敦發電によれば日本大博覽會が延期に決定せりとの報ありしに付一等國と自稱する日本が既に各國に賛同を求め乍ら今更此れを延期する等は三等國すらなさざる所なりとて冷笑するもの多し(以上三十日發)

▲馬政局書記官渡韓

馬政局書記官落合好殿では韓國へ差遣せらる(三十一日發)

雜報

●郡の廢合實施

内部は觀察使の申請に基き漸次に適當と認むる郡の廢合を行ふ可き事は曩に報導し置きたるが今回先づ京畿道中の二郡を一郡に慶尚南道中の五郡を二郡に廢合する事となり一兩日中に發表する筈にして尚觀察使の申請に從ひ漸次に發表せらるべしと云ふ

●拓殖會社創立委員

更に聞く處によれば河野忠三氏の東洋拓殖會社副總裁説は無根なるも正親町伯の創立委員長たるとは確定したるものゝ如く創立委員は未だ確定に至らざるも貴族院より十三名、衆議院より九名、實業家側より中野武營、大倉喜八郎、澁澤榮一、竹内綱、高田愼藏、大谷嘉兵衛、大橋新太郎、添田壽一の諸氏を選任し又衆議院議員としては長谷場純孝、大岡育造、箕浦勝人、臼井哲夫の諸氏共撰に入るべしとの説あり此外横濱、京都、大阪、門司、長崎等の實業家を始め帝國大學の戸水博士外三四名を採るべく其發表は來月中旬ならんと

●拓殖委員の決定

既報七道の外本日迄に拓殖會社創立委員候補として決定し入京したるもの左の如し

平南道	白舜敏	黃業
咸北道	韓弘錫	孫瑞憲
咸南道	朴豐熙	鄭正浩

尚殘りの三道は昨日は着京決定する筈にして京城より入選すべき七名は希望者二十餘名ありて未だ決せざりしが昨日の官邸に於ける大臣會議にて決定せられたり

●警視總監發表

島根縣知事若林賚藏氏は愈よ三十日付にて警視總監に任じ勅任官二等に任せられたり

●總監事務引繼

丸山重俊氏は廿九日警視總監を免せられ若林賚藏氏其の後任となりたるも未だ着任せざるを以て一ト先づ松井警務局長に事務を引繼ぐ事となり昨日午後一時より兩氏會見し其の引繼を了せりと云ふ

●軍司令幕僚の移轉

兼て龍山に新築中なる駐箚軍司令部は略落成せしを以て同司令部幕僚の大部は來る四五日頃新築廳舍に移轉することとなり十月一日頃迄には全部移轉する筈なりと云ふ

●丸山氏の東上

警視總監を辭して島根縣知事と爲りたる丸山重俊氏は都合ありて當地官民の送別會を一切謝絶し兩三日中に東上せらるべし

●井上書記官進退

韓國政府に入りたる日本人官吏中特に伊藤統監の信任を受け宮内府財産整理の衝に當りたる井上雅二氏は近々宮内の閑職を去り宋内相の懇請を納れて内部の要職に就くか若しくは福島參謀次長の依頼によりて中央亞細亞に出遊するならんと傳へらる

●貴衆兩院へ提出

京城居留民有志一同は今回の官選民長令に對し統監府に於て撤回の餘地なしとする以上は無止同問題を本年の帝國議會に提出して公爭を爲さんことに決し其準備として今回貴衆兩院議員三百二十名に對し官選令發布後の經過及び各有志者の希望を申送りたりと云ふ

●辭職理由書及び府令撤廢請願書

前京城民團議員諸氏は印刷に附したる總辭職理由書(本紙第三十七號掲載)及官撰民長府令撤廢請願書を去る廿八日選擧民へ配付したり

●仁川議員の上京期

副統監は民長官撰に關し仁川議員に面接するを快諾せられたるが仁川議員の上京期は多分明日か明後日なるべしと

●議員總撰擧期日

京城居留民會議員總撰擧期日は本日民團公文にある如く來る十月八日擧行することゝなりたり

●選擧人名簿縱覽

京城居留民會撰擧人名簿は來る五日より七日迄毎日午前九時より午後四時迄京城居留民團役所に於て關係者の縱覽に供すると云ふ

●學事法令の發布

私立學校令學會令其の他附屬法規は昨日の官報を以て發布せられたるが其全文は左の如し

私立學校令

第一條 私立學校は別段の規定あるものを除く外總て本令の規定に依るべし

第二條 私立學校を設立せんとする者は左の事項を具し學部大臣の認可を受くべし

一、學校の目的名稱及位置
二、學則
三、校地校舍の平面圖
四、一ヶ年の收支豫算
五、維持方法但基本金又は寄附金に就ては證憑書類を添附すべし
六、設立者學校長及教員の履歷書
七、教科用圖書名

本項は第四年を除く外各號の事項に異動を生じたるときは學部大臣に報告すべし但承繼者又は新任者の報告には履歷書を添附すべし

第三條 私立學校の開校及廢止は設立者に於て學部大臣に報告すべし

前條の學則には左の事項を規定すべし

一、修業年限及學年に關する事項
二、學科目及其の程度並毎週教授時間數に關する事項
三、學員若くは學徒の定員
四、入學生の資格其の他入學退學に關する事項
五、授業料及入學料等に關する事項
六、其の他學校に於て必要と認むる事項

第四條 私立學校は其の名稱の上に(私立)の二字を冠すへし

第五條 私立學校には學校長を置くへし學校長は學校を代表し校務を掌理す

第六條 私立學校に於て用ふる教科用圖書は學部の編纂に係るもの又は學部大臣の檢定を經たるものに就き之を擇ふへし

私立學校に於て前項以外の圖書を教科用圖書として用ひんとするときは學部大臣の認可を受くへし

第七條 私立學校には左の帳簿を備ふへし

一、學籍簿及出席簿
二、職員名簿
三、會計に關する帳簿

第八條 左の各號の一に該當する者は私立學校の設立者學校長又教員たる事を得す

一、禁獄以上の刑に處せられたる者但特赦復權せられたるものは此限にあらす
二、懲戒處分に依り免官に處せられ二ヶ年を經ざる者但し懲戒を免れたる者は此限りにあらす
三、教員許狀還收の處分を受け二ヶ年を經さる者
四、性行不當と認むへき者

第九條 私立學校の設備案及其他の事項にして不適當なりと認めたるときは學部大臣は之が變更を命することを得

第十條 左の場合に於ては學部大臣は私立學校の閉鎖を命することを得

一、法令の規定に違背したるとき
二、安寧秩序を紊亂し又は風俗を壞亂するの虞あるとき
三、六ケ月以上規定の授業を爲さゝる時
四、第九條に依り學部大臣の與へたる命令に違背したるとき

第十一條 設立の認可を受けすして學校事業を爲すものに對しては學部大臣は其の授業の禁止を命すべし

第十二條 私立學校長は毎年五月末日現在に依り職員姓名擔當學科目學年別學員學徒在籍者數出席者數教科用圖書名及會計狀況に關する報告書を調製し翌月中に學部大臣に報告すへし

第十三條 地方官は學部大臣の指揮を承け其所管內の私立學校を監督す

第十四條 本令に依り學部大臣に提出する文書は所轄地方官を經由すへし

第十五條 本令は書堂に之を適用す

附 則

第十六條 本令は隆熙二年十月一日より施行す

第十七條 既設の私立學校は其の設立の認可を受けたると否とを問はす總て本令施行の日より六ヶ月以内に本令の規定に準し學部大臣の認可を受くへし

●警備電話開通

慶尚南道晋州、陝川間の同電話は去月二十七日江原道蔚珍、江陵間の同電話は同二十八日何れも開通せり

●水雷艇出港

仁川に碇泊中なりし水雷艇はハシタカ、ウヅラの二隻は一昨三十日午前十一時拔錨して竹敷に向へたり

●大邱新報創刊

大邱在留の邦人有志家及び觀察使朴重陽氏等の共同事業として大邱新報と題する日韓兩文の日刊新聞來る九月十五日より發刊せらるゝ由なり

●鐵道運賃低減請願

京釜鐵道管理局にては曩きに京仁間滊車運賃を値上げし釜山より京釜鐵道に由る輸入貨物を吸收せんとしつゝあるか仁川商業會議所は此の如きは一に鐵道經濟に重きを置きたる結果韓國貿易の本據を覆すものとして再三其復舊を管理局に迫りたるも當局は何等顧みる所なきを以て今回伊藤統監に宛て直接運賃低減方を請願すべしと

●仁川麥酒鑑定價格引下

仁川税關に於ける麥酒鑑定價格は釜山木浦群山等のそれに比し一箱につき一圓方の高率なるを以て當業者は他税關同樣引下方を依頼せるに對し關税局を經て該請願を撤回せり然るに去月廿七日宅合明會社にてビール五百箱を輸入したるに對し前同樣十七圓六十錢の鑑定價格を以て徴税せんとするを以て宅は直ちに該荷物の受取方を拒み税關に評價を請ひたるに税關は今五百箱の大荷を引受け得べくもあらざれば止むを得ず當業者が初め請願したる通り金七圓の價格を以て通關せしめたりといふ

●木内特許局長の通牒

韓國に於ける發明意匠商標及著作權保護に干する日米條約並に之に伴ふ法令公布せられ工業所有權及著作權保護の制度韓國に創設せらるゝに至りたるに就ては當業者は條約及法令の趣旨に則り各自其權利の確保に努むると同時に荀も他人の權利を侵害せさる樣特許局長木内重四郎氏より各會議所に宛て當業者へ通牒方を依賴したりと

●西南區實業大會

來る十日より十二日迄三日間福岡市に於て第十三回西南區實業大會開催に付同會長寺原長輝氏より韓國中央農會へ宛て當國の實業團體其の他の有志者の出席勸誘方を依賴し來れりと云ふ

●辰丸の修繕

仁川郵便局所屬滊船辰丸は過日の大暴風雨の爲め大破損を來し目下休航の有樣にて昨日北村郵便係長同船に臨檢したれば不日修繕に着手さる可し

●丸山氏送別會

丸山重俊氏今回島根縣知事に任せられ警視總監を辭して歸國するに付當地官民有志者は明二日午後六時より日本人倶樂部にて官民合同の送別會を催す會費は三圓にして當日持參すべしと尚同氏の出發は來る五日の豫定なりと云ふ

●英米煙草會社の販路擴張

英米煙草會社は近時韓國に其の製造卷煙草の販路擴張に努め京仁の各地には既に販賣代理店を設けたる由なるが尚全國各地方へも其の代理店を設くる目的にて過日一名の社員は日淸人一名宛を從へて全州地方に到りオールド、ヒーロー、ドラム等の引札を配布し代理店設置に努めつゝありと云ふ

●舊白銅貨交換所

舊白銅貨交換期限は本年十一月三十日限にして以後は其通用を禁止せらるゝことは兼て度支部令を以て達せられし如くなるが之れが交換所は大韓中央金庫及び各支金庫各農工銀行本支店出張所各地方金融組合等なるが同貨所持者は右期日を誤らざる樣交換せられたき者也

●仁川酒商組合認可

仁川酒商組合は昨日理事廳に認可の申請をなしたり

●富田仁川民長上京

仁川民長は副統監に面會の爲め昨日上京せり

●鈴木副領事

内部書記官より日本外務省參事官に轉任したる鈴木要太郎氏は今回滿洲遼陽の副領事に任せられたり

●小川事務官の出張

農商工部商務課長小川事務官は京義鐵道沿線地方の商工視察のため出張を命せられ明日出發する筈なり

公人私人

▲尾高源太郎(歩兵少佐) 一昨日仁川に向け出發
▲岩田淸次郎(同上) 同上
▲竹中一夫(歩兵大尉) 同上
▲西村芳三郎(砲兵大尉) 同上
▲柳木弟三郎(陸軍三等軍醫) 同上

●近事片々

▲漢城の兩班連は拓殖會社の役員たらんとして熱狂せるもの如し韓人の性格[illegible]
▲拓殖會社を利用して自己の權勢を張らんとの野心家も厄介なる兩班連救治方必要
▲何とか處分せざれば何時迄も統監政治の妨害とならん論者の一考を要する問題也
▲方法他なし渠等に生活の途を與ふるにあり渠等の熱狂も詮する所は胃の腑の問題
▲數百年來徒食の遺傳今や渠等の生活に大革命の來れる也傍觀するは些と[illegible]
▲兩班連にして生活の道を得て順撲の民とならば韓國の統治は異に易々たるべき
▲着眼 茲に至れば兩班の救濟は强ち無要の事に非ざるべし當局者夫れ何と解する乎
▲駐米 淸便伍廷芳密電を發し米淸[illegible]關係を離せんと廷芳此頃頻に活動し始めたり
▲特別 關係とは取りも直さず米淸同盟論ならん勿論成立はなさゝるも氣運はあるべし
▲米國 人の氣運を察して旗擧げんとの策ならんが未だ伍氏の策は到底行れざる也
▲功成 不成功は措て伍氏の人物を舉げさしむ兎角新規を好むは米國人の癖なれば也
▲米國 には近來兎角排日的行動が喝采せらるゝ傾きあり廷芳慧くも之を利用せる也
▲桂內 閣は案外に列國間に好評されつゝあり従て日本公債も漸次騰貴しつゝある也
▲武斷 內閣として始は恐懼さるゝ傾ありしが今や列國も其眞相を解せるもの如し
▲武斷 內閣所か外交の如きは最も軟弱を極る傾きあり却て國民の豫想に反するなり
▲日本 公債の騰貴は近來投資者の增加せる爲なり之れ桂首相財政整理標榜の効力乎
▲伊藤 統監も十五日頃出發との事なるが今回歸任の上は如何なる御土産を持來る乎
▲太皇 帝日本觀光は曾に噂のみなるべき乎之が伊公御土産案の中に數へらるべき乎
▲嚴妃 御同行の日本觀光は此際伊公の胸中に畫かれつゝある乎唯風說のみに止る乎
▲韓國 過度期の公使林權助氏も十六日愈々出發伊太利に向ふ渠の前途は如何ならん
▲韓國 にては稍々成功し淸國にては全然失敗し今や風光明眉の伊太利に大使たり
▲倫敦 の畜病院に象の入院する事有りと從順に治療を受く亦假病にて入院するあり
▲象が 假病[illegible]角砂糖を與ふるを以て此角砂糖を食ふが爲に入院する也

京城居留民團公文

京城居留民團告示第二十六號

左記ノ通京城居留民團會議員ノ選擧ヲ行フ

明治四十一年九月一日 京城居留民團民長 熊谷頼太郎

一選擧會場 京城居留民團役所

一投票ノ日時 明治四十一年十月八日午前七時ヨリ午後二時ニ至ル

一選擧スヘキ議員ノ數 二十八

京城居留民團告示第二十七號

本月五日ヨリ七日間毎日午前九時ヨリ午後四時迄京城居留民會議員選擧人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供ス

明治四十一年九月一日 京城居留民團民長 熊谷頼太郎

短編小説 指環 下の二 青楓作

月下、國師堂に打語らう若き男女の二人は是れぞ中尾四郎と秋間芳子である、中尾は[illegible]る瀬なき身を、幾日か床上に藻掻いて居たが、今日は少し氣分も快いので、紛ねて久しく聞かなかつた倭城臺の音樂をきかうと、老いた婆さんに托して、ブラリと貞洞の吾か家を出たのは、彼是四時半頃であつたらう、恰度中尾が出て一時間許すると中尾の宅の前に珍らしくも一輛の人力車が着いたが、中尾は倭城臺に行つて留守であるとの、お婆さんの言葉に、人力車は直ぐ様引返した、軈て南山町で車夫を返し獨りトボ〳〵と統監府の坂を上るのは、芳子であつた、そして二人は端なくも出逢ふたのである。

「芳子さん、僕はね眞實貴女が虚榮の心に驅られて、僕を捨てるに至つたのか、夫とも亦他に理由があつてのことか、何の途今日は逢つて斷乎たる返事を求めよう、明日は必ず親しく訪問して最後の確答を聞かうかと、彼の手紙を見て以來、殆んど悶ね〳〵に悶ねて居つたのです、併し不幸にして逢ふ機會がなかつたのですが、今夜は幸と逢ふたのですから、マア貴女の意見を伺ひませう、貴女の意見によつては、僕も亦最後の[illegible]

「ハイ……」

芳子は今の先まで、中尾樣に逢ふたら、妾の此の切なき胸中を語らう、語らばなどて[illegible]彼の愛も、斯うして逢つて見ると、[illegible]に盡く虫の聲は斷へ〳〵に、憐を告ぐるのであつた。

「イヽエ、今も貴郎に斯ふして逢はれた[illegible]不思議な位です。」

「僕はこれまで能くも我慢が出來たと[illegible]

[illegible]やないの、併しね中尾さん、立見さんから貴方の御身の上を伺つてからと云ふものは急に逢ひ度くなりましたので、今日は御宅に上つて、種々の御話もし御願も致した上でと思ひまして、先刻訪問致した譯でしたの。」

「そうですか、そして其のお話と云ふのは……」

中尾は、芳子の側に摺り寄りて、急き立てるのである。

「妾があの、手紙を上げますまでには隨分と父にも反抗しましたのよ、ですけれども父は頑固一點張ですから、どうしても許してくれませんので、仕方がありませんから東京の兄雄のとこへ詳しく言つて遣りますと、弟も大變に妾に同情をよせまして、父へ理攻めの手紙をよこしましたが、どう〳〵父は承諾してくれませんのよ。」

「あの御父様が……承諾せんと云ふのですか」

「ハイ……中尾さん、何卒これまでの妾の罪は水に流してタッタ一言許すと仰つて下さい、後生ですから。」

芳子はよゝと中尾の膝に泣き伏して仕舞ふ。

腕を拱いて、ヂット見つめる中尾の姿は、宛然に石像の夫のやうである。

◎韓國の富樫左衛門

光化門が關所

去る二十七日隆熙皇帝即位第一回紀念として漢城府民團は景福宮慶會樓に於て一大祝賀會を開き内外の官民を招きたることは既に報せし所にて誰人も知れる所なり然るに當日數多接待役の一人に朴弼鉉といふ蠻ガラあり當日朴先生は數多の部下を率ひて景福宮の正門なる光化門に控へたり斯くて内外の來賓の接待に努めつゝありしが今や韓國の總理大臣として時めける李完用が恩賜の馬車に乘り數多の從者を召具し意氣揚々として馬蹄に砂塵を揚げさせ此方を指して驅せ來り既に光化門に乘り打せんとせしかば之を見たる朴先生嚇と怒り大手を廣げて立ち塞り此處は何處と思ふ今こそ住み荒したれど畏くも我が皇上陛下の舊皇居の正門なるぞ夫を總理大臣とは云へ人臣の身として馬車の乘り打ちとは怪しからぬコ、ナ白痴ものがと威猛高になつて叱責したるに[illegible]現中樞院顧問閔泳綺にて美髯を風に飄らせながら車上悠々として光化門を入らんとするや茲に控へたる朴先生は泳綺君が例の徽章を持ち居らざるを見て前の如く徽章を有せざるものは入場叶はぬと押戻さんとせしより閔顧問は我輩の閔泳綺であることは知らぬでもあるまいに會費などは後日渡すから徽章などなくとも宜いではないかと言ひ捨て入らんとすれば朴先生中々以て承知せず會費は前渡しに規定しあらば規定には背かれぬと双方爭ふ中當日の會長俞吉濬は此態を見て朴を諭し閔氏の會費は後日にすれば宜いから入場さすべしと云ひしに朴先生勃然として怒り予は接待係長なり係長より規定に背くは自ら法を破るものなり予は徽章なき來會者は如何なる者と雖も斷じて入場謝絶すべしと頑張りたれば[illegible]所ありたるか[illegible]然色をなし席を蹴りて退場したる由にて之れが爲め大官中には朴弼鉉の擧動を怒り居るもの少からず又府民團に於ては朴に贊同するもの多く目下ゴタ〳〵中なりと

●鬼男と美少年

京畿道地方生れの金承善といふ韓人あり當年三十の男盛りにて骨格飽まで逞しく力量衆に勝れたるより勞働會社にて常に大哥とたゝへられ又た鬼男ともいはれ居るものなるが先ごろ當地方に來り角羊島附近に假住ひをなし日々勞働に從事し居れるうち北道寧邊の文泰鳳といふ山間の生れには珍らしき美少年ありてフトそれを見そめ文が平壤に用向ありて外川坊二里の旅人宿箱根玉方に來泊し居るを知り毎日の如くその宿所におとづれ來り白衣の袖を捉へて切なき思ひの數々を賤の緒環繰返へし〳〵言ひ寄れども泰鳳は風に柳と受け流し更に應ずる氣色見えざりければ戀には盲目承善も可愛さ餘りて惡さが百倍の譬へ二十九日午前九時頃又々泰鳳の許に至り頻りに掻き口説きたる末エゝこの憎け知らず奴と側にありたる棍棒取るより早く理不盡にも泰鳳の頭部目がけて力任せに打据ゑたれば何かは以て耐るべき泰鳳はアッと一聲その場に斃れて氣絶したる騒ぎに折ふし居合はせし韓人巡査も一團となつて鬼男の承善をヤットのことに取押へ山手町巡査派出所へ急報に及びけるにぞ警官即時に出張して承善を捕縛し今尚取調中なりと戀の叶はぬ腹立まぎれ斬るの突くのといふは珍らしからねど平田三五郎宗繼ならぬ美少年の戀にアッタレ由なき腕力沙汰に及ぶとは近頃韓人間に珍らしき咄なり

●偽刑事の寺院荒し

久しき前より東大門附近の各寺にて警視廳訊問課の刑事なりと詐稱し或る事件の取調上内探に來れる者なれば宿を貸し呉れと強制的に宿り込むも寺僧等は眞の刑事と思ひ之を歡待するを以て彼は愈よ其手段の成功せるを幸ひ各寺院に於て同手段を施し各所の寺院を荒し居れるを早くも東部警察署の聞く所となり密かに之れが内偵をなしつゝありしが去る二十九日午後七時東小門外道先寺に於て東部署巡査崔世根、金德弘の二巡査の爲めに捕縛せられ目下留置取調中なるが犯人の自白する所に依れば道先寺には七月十日より例の手段を以て今日まで宿泊し種々の注文をなし贅澤を盡しつゝありたる由なり其被害寺院は十餘ケ寺の多きに上り尚此外に強盜犯の形跡あるも審理中にあれば他日報すへし此者は北署順化坊閒谷洞六十統一戸無職窃盜前科二犯ある劉漢德(三九)と云ふ惡漢なりしと

●心配は身の毒

長い浮世に短き命何も其のやうに明け暮れクヨ〳〵心配して日を送るには當るまいと前置をして爰に書き出す一條は他はあらず、賤と賤事で固め上げた俠色の港の新町は京城樓に其の妓ありと知られたる久子となん呼べる娼妓が昨今に於ける胸の苦痛なりサテ久子は近頃引く手數多のお客の中にて心から〳〵惚れ拔いて二世の固め迄誓つた男ありけるが何はサテ久子には内地に居りしときある博賭打の見たやうな男と暫時夫婦になり居りし事ありしが其の男といふが至つて惰けものにてソレに素行あしき所から久子は愛想をつかし終に夫婦別れを爲さんと思ひて男に迫りたりしも男は只ではドウしても別れず五十圓の手切金を呉れいと飽迄頑張りて久子の言葉を聞き入れざるより久子は自棄氣になりて其のまゝフイと韓國に來り今の所へ身を沈めたりしが近頃は前にも言ふ通り久子に取りて大に爲めになる旦那が出來したため足を洗つて其の旦那の所に輿入りをなさんと思ひ居るにつけても以前の亭主の關係か今に其のまゝになり居る所なりもし自分が右の旦那に落籍された曉にはドンな騒動か持ち上るものかとソンで女心の淺猿にも明け暮れ胸を痛めつゝあるとかの事なるが何にも怨んな事で心を苦しむ必要なく幸ひ妻としての籍が入り居らざれば勿論タトへ入籍しあるにしても其のやうな妻を妻として待遇せざる御亭は法律上立派に此方から離縁狀をつッ付ける權利あるものなれば何も心配せず大に安心して一日も早く旦那の所に赴くがよかるべし

●エライた役人様

昨日午前一時頃[illegible]樂町待合業嬉野事中野權次郎方へ浮れこみたる京城統監府の役人様なりと大音聲に呼立て作ら一人の色白き婦人を伴ひ二階へトン〳〵と驅上りたる代物あり何か御誂へでもあるのかと待つ白川夜船にウッカリと忘れて居た女中はチン〳〵と二時の時鐘に驚き見てサテモ變なるかなとソッと樣子を窺ひ見れば豈計らんや男女は今や逃走準備の眞最中なるにぞコリャ聞へませぬお客樣何處へ甚麼して行かしやんすと突込まれ男は一目散に逃げ去りたるも女は逃げ遅れて取押へられたり此女は本町壹五番戸飲食店長谷川精一方酌婦高尾タク(二二)といふ白粉ものにて權次郎より席料の支拂方を昨朝南部警察署へ訴へ出たれば雇主なる長谷川より支拂ふ事となり濟みたるもハテ男の名こそ聞きたけれ

●友人の金を盗む

東署建德坊五宮洞三十三統六戸日雇業金緒順(三十)と東部建德坊新橋八統二戸金東煥の二人は小供時代より友人にて常に訪ひつ訪はれつして至極睦まじき間柄にて去る廿九日の如きは二人して五十一聯隊後ろの某飲食店にチョッコン酒を酌み交し大分醉も廻はつたので歸宅せんとて東煥が勘定を支拂ひたるに其時東煥が二三十圓の金を所持せる事を早くも認めた緒順は盜心ムラ〳〵と起り奸策を弄し先づ吾家へ連れ歸りたり而して此所でも酒を出したるも十二分に酩酊せる東煥は直に白川夜船の高鼾大の字なりに一向金の事などには頓着せざりし隙を見て取つた緒順は東煥が懷中廿七圓のうち七圓をソット拔き取り素知らぬ顔で暫して東煥を揺り起し再び中署大廟前の飲食店に酒飲みに出かけたりさて此所にて勘定を支拂はんとしたるに紙入が無き故其れでは緒順が家に置き忘れたに相違ないと二人は引返し調べたる處果して緒順の子供が拾つたと持ち來りしより中を改めたるに七圓の不足なるより一大悶着を惹起し取つた取らぬと大爭論の折柄巡回の巡査が來りて取調たるに緒順が自分の小供に斯くせよと言含めて窃取したる事を自白したれば東部署へ引致され七圓は東煥に返されたり

●東部管内人力車組合規則

去る十五日警視廳より人力車取締規則を發布せられたるは既報の通りなるが右に關し東部警察署長濱島警視は所轄管内の韓人營業者二十六人を去る二十九日同署に召集し之が營業方につき種々諭告する所ありたり而して其の要點は車体の掃拭を怠らざる、服裝を清潔にする事、斷髮を行ふ事等なるが彼等は皆同署長の諭告に感動するものありしと見ぬ中二十三名は即時斷髮を實行し尚其の他の注意事項に關しても違を須ひつゝある由なるが同時に彼等は第一條より十五條に亘り人力車組合規約書を作り專ら同規約の主趣に從ひて營業すべしといふ

●迷兒二つ

一昨日午後二時半南部警察署へ迷兒なりと屆出られたるが此の者は南山町一丁目百二十二番戸測量手山川浩太郎の長男と明り引渡さる同日午後一時三十分水原小學校教員奥園スカオなる人に連れられて屆出られたる迷兒は旭町一丁目百三十九番戸度支部官吏畑秀作の長男幸職(六つ)と明り引渡されたるが何れも今後注意せよ

●掏摸捕はる

大邱生の田來元(二十)といふ韓コロは住所も定めぬ無頼漢なるが去月五日以來南大門通り[illegible]附近に入り込み掏摸を働きつゝありしが去月二十六日北部警察署の手に捕はれたり其自白に依れば掏摸を行ひしこと百回以上に及び一番スリ易きは日本婦人にて掏り難きは支那人なりと日本の婦人方は市場の買物には注意せらるゝこそよけれ

●貨物が無くなる

旭町三丁目三十八番戸仙石陸一は去る四月廿日曙町質屋吾郷ス方へ一圓丈けの質入をなし一昨日質受けに行きたるに貨物紛失なし居る處より陸一は質屋に一圓の賠償をせよと言張り質屋では見積が二十五錢だから其れより高く支拂も賠償も出來ぬとの爭より一昨日南部警察署へ二人同行して判きを賴みたるが結局質屋より五十錢を支拂ふことゝなりて落着

●傳染病

西部盤井洞三十三統十一戸鈴木靜夫(五[illegible])及び弟榮樹(三[illegible])は赤痢に罹り二十九日齊坡病院に送らる南山町三丁目七番戸二號佐々木正三郎(二十)は腸窒扶斯に罹り三十日大韓醫院に送らる

●婦人會本部の軍隊慰問

愛國婦人會韓國本部にては韓國駐劄軍に對し慰問の意を表する爲め從來同部備附の活動寫眞會開催又は慰問品等の寄贈をなし來りたるも近時暴徒討伐の爲め各地駐在將卒憲兵及警察官が昨今の雨季と酷熱を意とせず幾多辛苦艱難を嘗め國家の爲め盡瘁しつゝある現狀に對し同本部に於ては一層の同情を表し慰問の爲め紀念繪葉書を調製し其筋の手を經て寄贈する計畫をなすや東京本會にても奮て此擧を贊し援助として相當慰問品を寄贈するのみならず本會よりは廣く内地各支部及一般有志者に向つて慰問品若くは金品の寄贈方を依賴したるに同本部の熱誠なる美擧に對し着々盛況を呈しつゝありと云ふ因に右慰問品の締切期日は來る九月三十日にして寄贈者は左記の事項に注意せられ度き由

一慰問袋は一個十五六錢乃至五六十錢迄を隨意とし其袋若くは箱の上には必ず住所姓名を記入し且つ慰問袋の地質は久しきに耐へ得るものを撰定せられたきこと

一會員の寄附に對しては總て紀念繪葉書として取扱ふこと

●木村一座の乘入

[illegible]にては新派俳優木村猛夫一座を招き[illegible]に契約纏り愈よ明日乘り込み同座に於て花々敷開演する筈なるが同一行は四十餘名の大一座にて同優の得意とする所は悲劇なりと開演の晩は定めし賑合ふことゝなるへし

●取消

明治四十一年八月廿五日貴紙第四十四號雜報欄内に亂暴なる敎員と題する記事中南山町第二學校前云々仁川方面より來れる小學校教員の一團十名云々と掲載有之は私方を暗示するものと思はれ候へ共仁川より來れる教員は五名に過ぎずして毫も該記事に相當せる事全く無之候に付ては速に此全文御掲載御取消被下度中入候也

明治四十一年八月卅日 南山町三丁目二一八番戸 竹下武二

京城新聞社御中

●天氣豫報

(自卅一日午後六時 至九月一日午後六時)

北又は東の風晴

[illegible]

昨朝に比し一般に氣壓上昇し全國天氣晴朗なり

富本半平の身上（五）

が夫れにしては是ッ非お前さんでなくッちやア納まりがつかないといふ役があるんですが如何でしやう手前を助けると思つてウンと承知をして下さる譯にや參りませんでしやうかと實は内々此れも妾が厭だッて覺悟の前でピク〳〵もんで相談を掛けて見ると案外でヘイそりやア大層面白さうな趣向ですネ斯樣もんでお間に逢ふ事ならお相手になりましやうと來たのですシメ〳〵有り難いッと夫れから段取を委しく話して仕度に取り掛り鳴物萬端抜目無く注文をしてサアいよ〳〵幕を明ける……お座敷の事ですから幕はありませんが下手の襖から現はれるとお客樣と始め取り巻きの藝妓衆や何かゝら一ノ〳〵といふ騒ぎ手前も役者になつた氣でウンと氣取つて見せましたネ

すア姐さん俺が斯してお前さんのお供をして居るのは何の爲だとおぼしめす何時か一度は色よい返辭が聞きたいばかり……といつた樣な臺詞を並べ大川端での箱屋峯吉の口說でからんで往くとヘン人面白くも無いおふざけで無いよがなんかキビ〳〵とやつて除けて如何して〳〵歳の若いに似合はず此方の意氣をスッカリ受けて藝妓のお梅をうまく消化のです手前も相手になつて居ながらウタ〳〵感心して仕舞いました

顔の出作が揃ッてる所へもつて來て姿がスラリッとして居る女でしたから猶ど引き立ちますア臺詞渡しが追々に進んで往つて例の殺しになりましたが其立廻りなども黒いもので手前は役の峰吉と同樣如何やらタチ〳〵タチの氣味合でしたお花お梅が上出來なので此仁和賀は大評判、お仕舞になると其處からも此處からも大層面白かつた御苦勞〳〵なんといふお褒言葉でイヤもうお杯が受け切れ無いほど降りました

名で御座いますか小冬さんといつて葭町でも若奴では鞘利だつたのです夫れからどいふもの手前は小冬にボーッと來て仕舞ひまして手名染のお客樣の座敷などでは御無理を願つて他の藝妓衆は廢しても小冬だけは聘んで貰ひ〳〵致しましといふのは……此りやア何でも恩を着せて置て此方に氣を持たせるに限ると考へたからで一二三四度イヤ四五度も其後顔を合せましたらう手前も先方も素人衆と違つて稼業が稼業柄ですから直ぐ馴ッ子になつちまひまして手姐さん如何です歸り掛けに一ッ何處かで御飯を飯べて往かうぢやありませんかなどゝ水を向けて見るとどうさう手他人入らずの差向で手なども〳〵すかさず調子を合せるから手前は愈々逆上つちまふぢやアありませんか自惚が手傳つて裏逆にズドンを極める樣な事はあるまいと見込みをつけたからサア何家かで小冬を聘んで見たくッてなら無いが前にも申し上げた通り親掛りの身の上で自由が利かすッ次思ひながらも一日〳〵と延ばして居りまする